

にかほ市消防団応援の店事業の実施に関する要綱

平成31年3月18日

にかほ市消防本部告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防団員（以下「団員」という。）の確保と地域の活性化を図ることを目的として、団員に対して一定のサービス等の提供を行う市内の店舗又は事業所（以下「店舗等」という。）をにかほ市消防団応援の店（以下「応援の店」という。）として登録する事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 応援の店として登録を受けようとする店舗等は、市長にその旨を届け出るものとする。

(表示ポスターの交付)

第3条 市長は、応援の店に登録をしたときは、当該応援の店に応援の店表示ポスター（以下「表示ポスター」という。）を交付するものとする。

(表示ポスターの表示)

第4条 応援の店は、当該応援の店の見やすい箇所に表示ポスターを表示するものとする。

(にかほ市消防団身分証明書の提示)

第5条 応援の店は、サービス等の提供を行う場合は、団員に対して、にかほ市消防団身分証明書の提示を求めるものとする。

(登録の取り消し)

第6条 市長は、応援の店が次に掲げる事由に該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 団員に対するサービス等の提供を停止する旨の連絡を受けたとき。
- (2) 店舗等の事業を廃止したとき。
- (3) 特定の宗教活動又は政治活動に関わっているとき。

- (4) にかほ市暴力団排除条例（平成24年にかほ市条例第5号）に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するとき。
- (5) 各種法令その他公序良俗に違反しているとき、又はそのおそれがあるとき。
- (6) 通信販売、インターネットによる販売等の対面販売を前提としないとき。
- (7) その他応援の店として適当でないと市長が認めるとき。

2 前項の規定により登録を取り消された店舗等は、速やかに表示ポスターを市長に返還しなければならない

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。